資格喪失後の出産育児一時金請求に関する確認書

≪出産育児一時金の資格喪失後の給付について≫

出産育児一時金は、通常、出産時に被保険者もしくは被扶養者として加入している健康保険組合に請求します。ただし、退職日まで継続して1年以上被保険者であった場合に限り(被扶養者は対象外)、退職後(資格喪失後)6ヵ月以内の出産であれば退職まで加入していた健康保険組合にも出産育児一時金を請求することができます。ただし、請求はどちらか一方にしかできません。

≪出産育児一時金の重複受給の防止≫

この確認書は、出産育児一時金の重複支給を防ぐためのものです。本確認書の記入ならびに出産育児一時金支給申請書の提出前に、<u>以下の『出産育児一時金請求前の確認事項』をお読みください</u>。

出産育児一時金請求前の確認事項			
今回の出産について、富士通ゼネラル健康保険組合(以下、当健保組合)以外の保険者(他の健保組合等)から、出産育児一時金を受給しますか(受給する予定を含む)、しませんか。	当健保組合以外の保険者から出産育児一時金を	(どちらかに〇)	○ 受給した・受給する予定○ 受給しない
【「受給した・受給する予定」の場合】 当健保組合に出産育児一時金を請求することはできませんので、ス	k確認書および出産育児一時	; 金支給申請書	雪を提出する必要はありません 。
【「受給しない」の場合】 出産育児一時金の重複支給を防ぐため、下の確認事項について記	!入・押印してください。		
	<u> </u>		

◆◇確認事項◇◆

被保	被倪記号	保険者証の 号及び番号	記号	番兒	号(従業員番	5号)	被保険者 の氏名					
険 者		出産した方の氏名						出産した 方の区分	被保険者	被扶養者の 場合は続柄		
ま	◆初	皮保険者 (で	であった	き方)が	、退職後	(当健保	採組合の資格 語	喪失後)6ヵ月	以内に出産し	た場合		
た		2 <i>+</i> -1-2 2-1-		食者名 組合名)						電話		
は 請	■ている保険者			食者証の 及び番号								
求 者		, CV/22010	被保险	食者氏名					出産したこからみた続	_		
が	◆初	皮扶養者が、	当健促	保組合の	加入後6ヵ	月以内	に出産した場	合				
記 入	σ_{z}	á健保組合)前に加入さ いていた保険		食者名 組合名)						電話		
す	者	にいた保険 皆について記 してください。		食者証の 及び番号								
る と	誓約							且合に申請するたる 絡等を行なうこと!			」ません。また、	この事実確
こ				年	月	日						
ろ	意						被保険者氏	:名				(ii)

受付日付印

常務理事事務長 担